

令和元年（ワ）第 33338 号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 外 2 名

準備書面（3）（被告ら共通）

令和 3 年 1 月 27 日

東京地方裁判所民事第 16 部 C 係 御中

被告西日本旅客鉄道株式会社、被告東海旅客鉄道株式会社及び
被告九州旅客鉄道株式会社訴訟代理人

弁護士

弁護士

本準備書面は、「三次喫煙」に関する原告の主張に対し、被告らが共同して必要な範囲で反論を行うものである。

なお、本準備書面における用語は、準備書面（1）（被告ら共通）における定義に従うものとする。

1 「三次喫煙」に関する原告の主張は失当であること

原告は、被告らが「三次喫煙」による健康被害等の発生を防止する責務を負っているなどと主張し（原告の令和2年11月8日付けの準備書面（その8）（被告ら共通）の2頁の注1参照）、そのような責務の一環として、被告らは新幹線の車両に設置された喫煙ルームを廃止する法的義務を負っていると主張しているようである。しかしながら、以下の理由から、このような原告の主張は、失当である。

準備書面（1）（被告ら共通）において主張したとおり、健康増進法は、喫煙が喫煙者以外の者にもたらす健康被害等を考慮した上で、施設の類型・場所に応じ、①学校・病院・児童福祉施設等については、屋内に喫煙ルームを設置することを全面的に禁止するとともに、②新幹線を含むそれ以外の施設については、屋内に喫煙ルームを設置することを原則として禁止する一方で、同法の定める基準・要件を満たす場合には、屋内に喫煙専用室（いわゆる喫煙ルーム）を設置することを認めている（乙1）。

そのため、新幹線の車両に喫煙ルームを設置する場合、本件各技術的基準を中心とした健康増進法の定める基準・要件を遵守する法的義務は存在するものの、当該法的義務を遵守する限り、屋内に喫煙ルームを設置することが全面的に禁止されている学校・病院・児童福祉施設等とは異なり、受動喫煙はもちろんのこと、「三次喫煙」を根拠として、新幹線の車両に設置された喫煙ルームを廃止する法的義務は存在しない。

そして、準備書面（1）（被告ら共通）において主張したとおり、新幹線の管理権原者である被告らは、健康増進法の定める基準・要件を遵守しているのであるから、「三次喫煙」に関する原告の主張によっても、被告らが新幹線の車両に設置された喫煙ルームを廃止する法的義務を負うことはない。

2 結語

したがって、原告は、「三次喫煙」に関して様々な主張立証を行っているが、それらの内容にかかわらず、訴状の請求の趣旨第1項（被告らに対して、新幹線の車両に設置された喫煙ルームの廃止を求める請求）は棄却されなければならない。

以 上